

規程第17号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会  
小美玉社協ヘルパーセンター運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する小美玉社協ヘルパーセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小美玉社協ヘルパーセンター
- (2) 所在地 茨城県小美玉市部室1，106番地

（職員の職種、員数、職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 介護保険法に基づき必要人員を配置  
サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護保険法に基づき必要人員を配置  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。なお、土曜、日曜、祝日等であっても利用者からの要請に応じて業務を行うことができる。
- 3 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業時間外でも電話等により連絡可能な体制をとり、利用者からの要請に応じて午前7時から午後9時まで業務を行うことができる。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各被保険者の所得に応じる負担割合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

- 2 交通費については通常の事業の実施地域を越えて行う場合及び利用者を乗せて自動車を使用した場合、走行1km当たり20円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振り込みにより、指定期日までに支払うこととする。

（緊急時における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、小美玉市の区域内とする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話送致等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上

開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者（管理者）の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを小美玉市に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。身体拘束を行った場合の記録は2年間保存しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修

（2）継続訪問介護員研修

- 2 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約に記載する。
- 5 前項の他、就業に関する事項は、本会職員就業規程及び臨時職員就業規程による。
- 6 本事業に関する書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年5月31日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成21年3月27日から一部改正し、平成20年10月24日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日から一部改正し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和3年9月21日から一部改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年9月2日から一部改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和6年6月13日から一部改正し、令和6年4月1日から適用する。